

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

<p>路線名</p>	<p>県道 菅谷寄居線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>比企郡嵐山町大字志賀字向イ 八一三番一地先から 同郡同町大字志賀字南町裏 九二一番一地先まで (ただし、関係図面に表示する 部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年三月二十三日</p>
<p>備考</p>	<p>令和二年十月三十日付け埼玉県東松山県 土整備事務所長告示第十一号で告示した 道路予定区域の一部供用開始である。 延長三二〇・六八メートル。</p>